



船橋市議会議員（市民民主連合）

立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan

浦田秀夫通信

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL・FAX 047- 466-6019

事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL・FAX 047- 461-1350

臨時号外 2020年4月 メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ浦田秀夫で検索

新型コロナウイルス緊急対策を発表

船橋市は4月21日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、総額12億円の緊急対策を発表しました。市内の感染者が4月19日現在で91人となり、10日間で倍増しており、感染抑制のための医療供給体制の拡充、市民生活を守るための支援、市内事業者への支援がその内容となっています。

ドライブスルー検査を実施

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ドライブスルー方式のPCR検査を21日から実施します。

現在、船橋市ではPCR検査を船橋保健所で1日40件程度行っていますが、それに加えて、ドライブスルー方式で1日12人程度の検査が行えるようになります。

検査は、あくまでも相談センターで検査が必要と判断された方が対象です。

病床確保のための支援

新型コロナウイルス感染患者の増加により、夜間・休日に帰国者・接触者外来を実施している医療機関や患者受け入れ病床確保のために9,280万円を支援します。

店舗等の家賃の補助

市内で店舗を賃借していて、2月以降の任意の1月の売上が前年同月比で3分の1以上減った事業者に4、5月分の月額賃料の3分の2、上限10万円を助成するもので事業費は6億7千万円です。

問合せ先は商工振興課 047-436-2466

助成金申請相談窓口の設置

新型コロナウイルスの影響による経営対策として雇用調整助成金申請などについて、社会保険労務士が申請書類の作成を支援します。

実施期間（予定）

5月12日（火曜日）～6月27日（土曜日）

実施日時（予定）火～土曜日の13:00～16:00

場所（予定）船橋市勤労市民センター

市職員として臨時採用

新型コロナウイルスの影響により内定を取り消されたり、離職を余儀なくされた方を対象に、30人程度を非常勤職員として臨時採用します。問合せ先は職員課 047-436-2147

学習支援にタブレット貸与

休校が続く小中学生の家庭学習を支援するために通信環境の整っていない家庭にタブレットの貸し出しと通信環境の整備を行います。

貸与台数は1,780台で 中学3年生を優先的に貸与する予定です。

軽症者等の宿泊施設確保

軽症・無症状者のための宿泊施設の確保については、近日中に医師会と合同で発表します。

社会福祉協議会の貸付制度

社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は船橋市社会福祉協議会までご相談ください。

新型コロナウイルスの感染防止のため、直接の来所はお控えいただいております。

まず、電話でお問い合わせください。書類は郵送でやり取りしています。

電話 047-431-5877 FAX 047-431-2678

対応時間 午前9時～午後5時まで

（土・日・祝日を除く）

緊急小口資金(休業された方向け)

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯。

貸付上限額 原則として10万円以内（学校等の休業の特例20万円以内）

据置期間1年、償還期限2年以内

無利子、保証人不要

総合支援資金(失業された方)

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

貸付上限額 単身世帯 月15万円以内

複数世帯 月20万円以内

貸付期間3ヶ月以内

据置期間1年、償還期限10年以内

無利子、保証人不要

家計支援一人10万円支給

4月20日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになりました。

野党や国民が当初から求めていたものです。

給付対象者及び受給権者

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者。受給権者はその者の属する世帯の世帯主。

給付額 給付対象者1人につき10万円

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター

電話：047-409-3127 午前8時から午後8時まで（土日祝日含む）

(1)風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

(2)強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、相談センターに御相談ください。高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方